

発達障害の理解からその具体的な指導の充実へ

発達障害をどう理解し、指導していくのか

「生徒指導提要」(H22年3月文部科学省)より

◇個々の児童生徒の「特性」としての理解とその対応

学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症などの発達障害については、「障害」として理解するのではなく、個々の児童生徒の「特性」として理解し、対応の工夫をすることが大切です。

それぞれの発達障害の「特性」と「対応のポイント」は以下のようになります。



障害名	特性	対応のポイント
学習障害(LD)	認知特性、学習面についての特性	・難しいこと、できないことなどのつまずきや困難さを把握するだけでなく、得意なこと好きなことを把握しておくことが大切。
注意欠陥多動性障害(ADHD)	不注意、多動性、衝動性などの行動上の特性	・行動面や感情面のコントロールの仕方を身につけさせるとともに、全体ができていなくても、部分的でも本人が努力していることを認めることができる環境を整備することが大切。
高機能自閉症	対人関係や社会性についての特性	・先の見通しを持たせる、何をすればよいか具体的に指示する、予定変更の可能性がある場合には予め伝えておくことが大切。

- これらの「特性」は、単独で見られる場合もありますが、一人の児童生徒が複数の「特性」を併せ持っている場合もあります。そして、幼少期についた診断名が成長に伴い変わっていく場合もあります。
- このことを考えると、**障害特性の把握にとどまることなく、個々の児童生徒が抱えている「特性」を把握することがとても大切**になります。

◇「特性」に応じた指導の基本的な姿勢

発達障害のある児童生徒の特性に応じた指導の基本的な姿勢は、間違いやできないことに気付かせるだけでなく、正しいこと、できるための方法を具体的に、そして丁寧に教えていくことです。

○学習面への対応

苦手なことに対しても学習意欲を高めていくためには、できていることを認め、得意な面をうまく活用して自信を持たせる指導を行うことが大切になります。

○行動面への対応

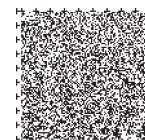
適切でない行動を減らしていくためには、適切な行動を増やしていくという視点で、適切な行動の取り方を具体的に教えていきます。

発達障害の特性が、直接の要因として問題行動につながることはありません。

しかし、「特性」に応じた「適切な対応」がなされないことが続くと、失敗やつまずきの経験が積み重なり、不登校や引きこもり、反社会的行動等、二次的な問題としての問題行動(二次的障害)が生じることがあります。



県教育委員会では、上記の「特性」に応じた指導の基本的な姿勢を踏まえた上で、個々の児童生徒の自信を育むためには「**安心感**」と「**わかりやすさ**」を高める指導が重要であると考えています。



児童生徒の1日の生活の流れに沿った指導場面

通常の学級（ホームルーム）において、「**安心感**」と「**わかりやすさ**」を高めるための具体的な指導について、児童生徒の1日の生活の流れに沿って例示します。

日 課	具体的な指導 <例>	「 安心感 」と「 わかりやすさ 」の視点
朝の会 (朝のSHR)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「今日の予定」を黒板等に明示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉だけでなく、文字でも示されることで、わかりやすさが高まります。
授 業	<ul style="list-style-type: none"> ◆毎時間、本時のめあてや学習内容等を板書する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本時のめあてや学習内容が分かり、見通しがもてるため、わかりやすさが高まります。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆全員ができる課題を授業に取り入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・できたことで安心感が高まり、新しい課題へ取り組む意欲が高まります。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆活動の時間や内容等を短く区切る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集中して学習できるため、わかりやすさが高まります。 
	<ul style="list-style-type: none"> ◆指示は全員に対して短く1つずつ伝えるようにし、その後個別に、短くはっきりと伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一度にたくさんの情報を伝えるより、わかりやすさが高まります。
給 食	<ul style="list-style-type: none"> ◆配膳や片付けの際のきまりや役割分担を掲示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・きまりや役割分担がはっきりしていることで、安心感が高まります。 
昼休み	<ul style="list-style-type: none"> ◆集団遊びの曜日や内容を予告し、教室内に掲示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一週間の予定がいつでも確認でき、安心感やわかりやすさが高まります。
清 掃	<ul style="list-style-type: none"> ◆担当する範囲や作業内容を具体的に掲示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の役割が示されているため、安心感が高まります。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆清掃終了時の状態の写真を掲示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目で見て確認できるため、わかりやすさが高まります。 
帰りの会 (帰りのSHR)	<ul style="list-style-type: none"> ◆「明日の予定」を黒板等に明示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉だけでなく、文字でも示されることで、わかりやすさが高まります。
部活動 (放課後を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ◆部活動顧問が、児童生徒の特性を踏まえた指導をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・つまずきや失敗体験を回避し、よさを伸ばすこととなり、安心感が高まります。

支援の必要性が高い児童生徒への具体的な指導事例

通常の学級（ホームルーム）において、日頃よりすべての児童生徒に対して、学習や生活の場面での「**安心感**」と「**分かりやすさ**」を高める指導に取り組むことが基盤となります。

その中で、さらに支援の必要性が高い児童生徒については、その児童生徒にとっての「**安心感**」と「**分かりやすさ**」を高めるための具体的な指導内容や方法等について、「**個別の指導計画**」を作成し、指導を実践します。

そして、その成果を定期的に評価し、次の指導に生かすことが大切です。

支援の必要性が高い
児童生徒に対する指導



すべての児童生徒に対する指導

栃木県では、「集団づくり」と「授業づくり」を相互に関連させながら、児童生徒一人一人に自己指導能力を身につけさせるための「**学業指導**」を推進しています。
詳細については、「**学業指導の充実に向けて**」（平成24年3月 栃木県教育委員会）を参照してください。



ここでは、支援の必要性が高い児童生徒に対するうまくいっているところを生かした指導事例を掲載します。

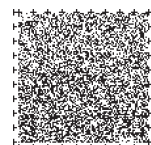
【小学校】

【凡例】 ○：うまくいっているところ ●：つまずいているところ



	児童の実態	指導目標	具体的な指導の手立て
学習面	○休み時間は友達と話すことができる。 ●人前で朗読するのは苦手である。	・みんなと一緒に声を出して読むことができる。	・自信をもって読めるように、事前に漢字にふりがなをふっておく。 ・みんなと一緒に読んでいたら、がんばりをほめる。 
生活面	○友達と関わろうとする気持ちはある。 ●思い通りにならないと、人や物にあたる。	・気持ちが落ち着かなくなったら、担任のところに行くことができる。	・気持ちが落ち着かなくなった時には、担任のところへ話をしに来るように伝える。 ・来た時には、友達と仲良くしたい気持ちを認め、ていねいに話を聞き、具体的な対処の仕方を教える。 

【中学校】

	生徒の実態	指導目標	具体的な指導の手立て
学習面	○短い文章は書くことはできる。 ●感想文などの作文を書くのに抵抗がある。	・ワークシート等を使った授業で、感想を文章に書くことができる。	・短い文章でも書いたことをその場でほめる。 ・教科担任は、コメントを記入して返す。 
生活面	○友達と話すことが好きである。 ●人の話を聞き入れることが難しい。	・話し合い活動等で、友達の話に相づちをうち、聞くことができる。	・友達と話することができるよさを認めたと、相手の話を聞くことの大切さを説明し、まずは相づちをうちながら友達の話聞くように伝える。 ・担任以外の教師も同様の対応ができるように共通理解を図る。 

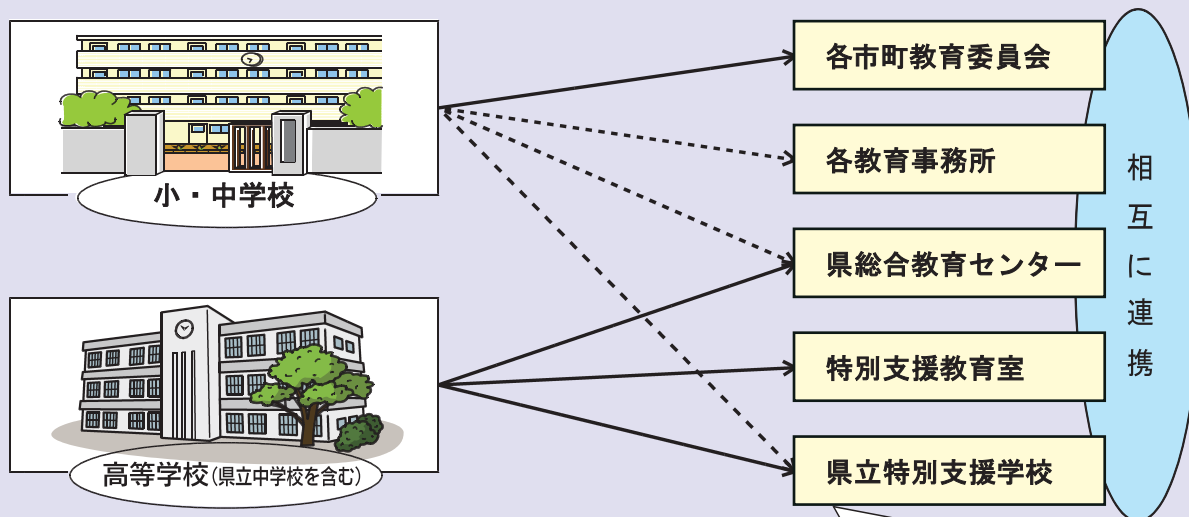


【高等学校】

	生徒の実態	指導目標	具体的な指導の手立て
学習面	<ul style="list-style-type: none"> ○学習に対する意欲はある。 ●学習に対して自信がなくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・好きな教科の授業で発言することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・好きな教科の担当が、本人なりのがんばりに目を向け認めたり、できる内容や得意な活動を取り入れたりする。 ・苦手な教科については、放課後や長期休業などを利用して個別的な補習等も行う。 
生活面	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の考えをはっきりと言うことができる。 ●友達とうまくなじめずに、孤立することがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームルームで、自分の意見等を発表することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームルーム全体での発表の機会を設定することで、周りの友達に人前で自分の考えを言えるよさを伝えていく。 ・教師間でも対応方法について共有し、同じ指導をする。 

対応策について、困った時や相談したい時には・・・。

○相談できる主な教育機関としては以下のとおりですので、お気軽にご相談下さい。



特別支援学校のセンター的機能について

県内の各特別支援学校では、これまで蓄積してきた知識や技能を生かし、小・中学校及び高等学校等の先生方に対して、共に考える視点で指導方法等に関する支援を行っています。

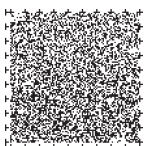
○児童生徒の指導方法等に関する教員への支援

- ・効果的な教材、教具の活用について
- ・個別の指導計画の作成に関して 等

○教員の資質、専門性向上のための研修会等の実施

- ・夏季休業等を利用した研修会を実施

* 研修内容等につきましては、栃木県教育委員会ホームページを参照して下さい。



栃木県教育委員会事務局 特別支援教育室
 〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1-20
 TEL 028-623-3381
 URL <http://www.pref.tochigi.lg.jp/>
 発行 平成25年3月

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています